

## 【目的】

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある 場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

水防法15条により、洪水浸水想定区域図内にあり、市町村が作成する地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画の作成義務があります。

また、市町村長は避難確保計画を促進するため、計画を作成していない施設管理者に対して、期間を定めて作成の指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるとされています。

県では、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率100%を目指し、引き続き作成状況を確認するとともに、関係市町村と連携して支援を行っていきます。

## 奈良県内の避難確保計画作成率は81.6%

(R6.9末時点)

市町村	地域防災計画の見直し※	作成率	避難確保計画作成対象施設	作成数	未作成数
奈良市	○	96%	187	180	7
大和高田市	○	100%	12	12	0
大和郡山市	×	100%	60	60	0
天理市	×	100%	28	28	0
橿原市	×	99%	73	72	1
桜井市	×	100%	10	10	0
五條市	○	100%	21	21	0
御所市	○	100%	18	18	0
生駒市	○	69%	29	20	9
香芝市	○	5%	87	4	83
葛城市	×	43%	7	3	4
宇陀市	×	100%	13	13	0
山添村	×	100%	1	1	0
平群町	×	83%	6	5	1
三郷町	×	100%	2	2	0
斑鳩町	×	55%	42	23	19
安堵町	○	100%	6	6	0
川西町	○	6%	17	1	16
三宅町	×	100%	7	7	0
田原本町	×	100%	87	87	0

市町村	地域防災計画の見直し※	作成率	避難確保計画作成対象施設	作成数	未作成数
曾爾村	×	-	0	0	0
御杖村	×	-	0	0	0
高取町	○	-	0	0	0
明日香村	○	-	0	0	0
上牧町	×	0%	3	0	3
王寺町	×	92%	53	49	4
広陵町	○	100%	30	30	0
河合町	×	0%	2	0	2
吉野町	×	75%	4	3	1
大淀町	×	-	0	0	0
下市町	×	100%	3	3	0
黒滝村	×	100%	3	3	0
天川村	×	-	0	0	0
野迫川村	×	-	0	0	0
十津川村	○	-	0	0	0
下北山村	○	-	0	0	0
上北山村	×	-	0	0	0
川上村	○	-	0	0	0
東吉野村	×	100%	4	4	0
合計	14/39	81.6%	815	665	150

作成率： ■ 0～49% ■ 50～75% ■ 76～99% ■ 対象外

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)に基づき地域防災計画の見直しが完了